

# 第6次佐倉市スポーツ推進計画

(案)

日常にスポーツの「楽しさ」と「喜び」を

～ sports for all 佐倉 ～

令和3年4月

佐 倉 市



は じ め に

令和3年4月1日

佐倉市長 西田 三十五

## 目 次

第1章	計画策定の趣旨と背景	1
第1	計画策定の趣旨	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	国・県の計画とこれまでの市の計画	3
第2章	佐倉市のスポーツを取り巻く現状と課題	8
第1	市民アンケートから見た現状と課題	8
第2	第5次計画の施策から見た現状と課題	11
第3章	計画の基本的な考え方	22
第1	計画期間	22
第2	基本理念 『日常にスポーツの「楽しさ」と「喜び」を ～ sports for all 佐倉 ～』	22
第3	基本目標	23
第4章	施策の展開と具体的な取組	26
第1	基本施策と計画の体系	26
基本施策1	ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します	28
■施策1	スポーツに親しむ機会を提供します	28
■施策2	スポーツ団体の育成や支援に努めます	29
■施策3	指導者の育成や支援を行います	30
■施策4	健康・体力づくりを推進します	30
■施策5	高齢者のスポーツ活動を推進します	30
■施策6	障害者のスポーツ活動を推進します	31
基本施策2	子どもの体力向上と体育の充実を図ります	32
■施策1	学校体育の充実に取り組みます	32
■施策2	スポーツ少年団の活動の充実に取り組みます	33
基本施策3	競技力の向上を図ります	34
■施策1	トップアスリートとの交流の場をつくります	34
■施策2	印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します	35
■施策3	各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者・団体、競技の発展や競技力向上に貢献された方などを表彰します	35
基本施策4	スポーツ施設の充実を図ります	36
■施策1	安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います	36
■施策2	安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます	36
■施策3	地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます	37
基本施策5	スポーツを活かしてまちの活性化を図ります	38
■施策1	スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します	38
第5章	計画の進捗管理と評価	39
第1	進捗管理と評価の時期	39
第2	評価の方法	39
1	基本目標	39
2	基本施策	39

## 第1章 計画策定の趣旨と背景

### 第1 計画策定の趣旨

高齢化の進展や健康志向の高まりから、スポーツ<sup>※1</sup>をとおした健康づくりへの関心も高まり、市民のだれもが気軽にスポーツを楽しめる環境を整え、心身両面からの健康づくりを進めることが重要になっています。

しかしながら、価値観の多様化やライフスタイルの変化、高齢社会を迎える中で、市民が体を動かす機会は減少する傾向にあります。市民が生活の一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたってスポーツに親しむことは、達成感・爽快感・ストレスの発散などの精神的な充足をもたらすとともに、体力の向上、生活習慣病の予防や介護予防など、健康で明るく豊かな生活を送る上で、非常に大きな意義を持っています。さらにスポーツは、家族や仲間、地域住民のコミュニケーションの場となるほか、地域コミュニティの活性化につながるものとしても注目されています。

このようなことからこの計画は、一人でも多くの市民が、生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、スポーツの推進に関する市としての取組を示し、多様な市民がスポーツに親しむまちの実現を目指します。

### 第2 計画の位置づけ

市では、佐倉市スポーツ推進計画をこれまで5次にわたり策定し、この度策定する計画は、第6次計画にあたります。

「第6次佐倉市スポーツ推進計画」は、文部科学省が策定した「第2期スポーツ基本計画」、千葉県が策定した「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」を参考にするとともに、スポーツに関連する市の個別計画との整合性を図り、市のスポーツの推進に関する現状と課題を踏まえ、第5次佐倉市総合計画基本構想で掲げるまちづくりの基本方針の一つである「豊かな心を育み 笑顔あふれるまち」を目指

※1 スポーツ

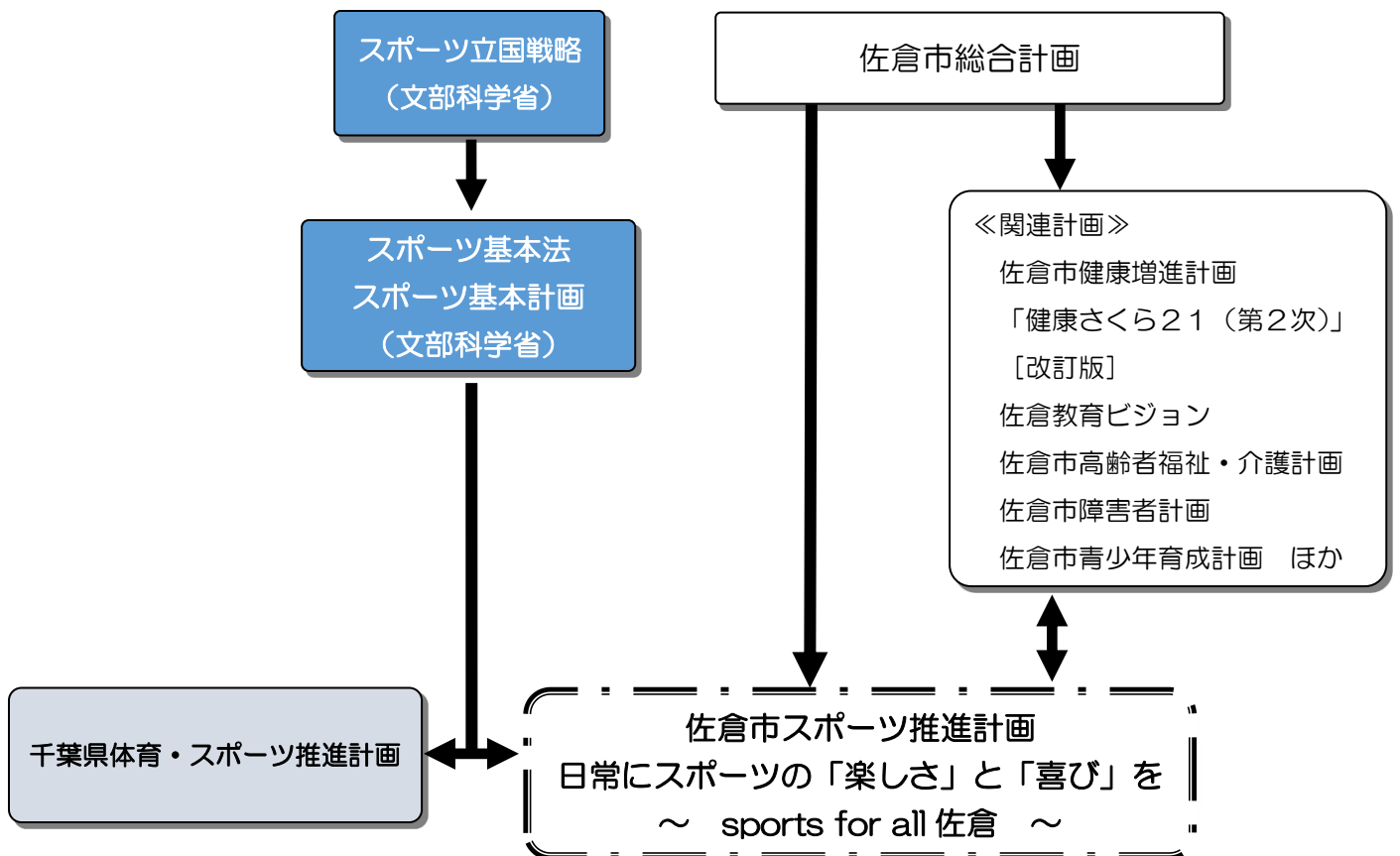
競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングもスポーツとして捉えられる。

また、本計画上で特段の定めもなく「運動」、「体育」と表現している場合は、「スポーツ」に含まれるものとして取り扱う。

し、その取組を示すアクションプランとして位置づけます。

なお、平成23年に「スポーツ振興法」が「スポーツ基本法」に改正されたことから、この計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定される「地方スポーツ推進計画」にあたります。

### 【佐倉市スポーツ推進計画の位置づけ】



### 第3 国・県の計画とこれまでの市の計画

#### 1 国（文部科学省）

##### （1）スポーツ基本法の施行とスポーツ庁の創設

昭和36年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正し、「スポーツ基本法」が制定され、平成23年8月24日に施行されました。

「スポーツ基本法」では、スポーツ立国戦略<sup>※2</sup>に基づき、「スポーツ振興法」で定めていた施策を充実させつつ、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った新しい時代におけるスポーツの基本理念を提示し、国・地方公共団体、スポーツ団体をはじめとする関係者の連携と協働によって、その基本理念の実現を図ることを具体的に規定しています。

また、平成27年には、スポーツ立国の実現を最大の使命とするスポーツ庁が発足しています。

##### （2）スポーツ基本計画

スポーツ基本法の施行に伴い、文部科学省は、平成24年3月に「スポーツ基本計画」を策定し、平成29年には「第2期スポーツ推進計画」を策定しました。

この計画では、「スポーツの価値」について、“スポーツで「人生」が変わる！” “スポーツで「社会」を変える！” “スポーツで「世界」とつながる！” “スポーツで「未来」を創る！” という4つの観点から「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針として示されています。

※2 スポーツ立国戦略

今後の我が国のスポーツ政策の基本的な方向性を示すもので、「新たなスポーツ文化の確立」を目指して、①ライフステージに応じたスポーツ機会の創造、②世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、③スポーツ界の連携・協力による「好循環」の創出、④スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上、⑤社会全体でスポーツを支える基盤の整備など、五つの戦略を掲げている。

## 2 千葉県

---

### (1) 千葉県体育・スポーツ推進計画

千葉県教育委員会は、平成29年4月に「第12次千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。

この計画では、「全ての県民が多面にわたるスポーツの価値を基盤にしながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』の実現に向け、「するスポーツ」「みるスポーツ<sup>※3</sup>」「ささえるスポーツ<sup>※4</sup>」を推進していくこととしています。

## 3 佐倉市

---

### (1) 佐倉市総合計画

令和2年3月に、将来のまちづくりの基本方針や目指すべき都市像などを示す「第5次佐倉市総合計画」を策定しました。

この計画では、まちづくりの基本方針の一つとして、「豊かな心を育み 笑顔あふれるまち」を掲げ、スポーツの振興を図っていくこととしています。

### (2) 佐倉市スポーツ推進計画

市民のだれもが健康で明るく豊かな生活を送ることができるよう、平成9年度からこれまで、5次にわたって「佐倉市スポーツ推進計画」を策定し、生涯スポーツ<sup>※5</sup>の振興を図ってきました。

---

※3 みるスポーツ

スポーツを競技会場で、あるいはテレビなどのメディアをとおして観戦し、勝敗だけではなく、競技者のプレーやパフォーマンスなどにも目を向け、スポーツに参加し、楽しむこと。

※4 ささえるスポーツ

スポーツイベントの企画運営にボランティアとして参加する、チーム、競技者を応援、サポートする、あるいは指導者やコーチとして貢献することなど、自らの意思でスポーツを支援することを広く意味する。

※5 生涯スポーツ

子どもから高齢者まで、生涯にわたって人生の各時期（ライフステージ）に、それぞれの興味・関心や目的に応じてスポーツに親しむことを意味する。生涯スポーツには、競技として、レクリエーションとして、あるいは健康・体力づくりとして、といったように様々な目的や楽しみ方がある。



第1次計画 平成9年4月策定（計画期間：平成9年度～平成13年度）	
目 標	『スポーツシーンのあるまちづくり』
施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯スポーツの振興</li> <li>○市民スポーツ活動の充実</li> <li>○スポーツ施設の整備</li> <li>○学校施設開放の推進</li> </ul>

第2次計画 平成15年3月策定（計画期間：平成15年度～平成19年度）	
目 標	『スポーツシーンのあるまちづくり』
施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯スポーツの充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツレクリエーション推進体制の整備</li> <li>②スポーツに親しむ機会の充実</li> <li>③健康の保持・増進</li> </ul> </li> <li>○スポーツ施設の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ施設の整備・拡充</li> <li>②学校体育施設の開放の推進</li> <li>③施設利用の効率化</li> </ul> </li> </ul>

第3次計画 平成20年4月策定（計画期間：平成20年度～平成24年度）	
基本理念	『夢と感動あふれるスポーツシーンのあるまちづくり』
目 標	成人市民の2人に1人が週に1回以上スポーツすること
施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯スポーツの盛んなまちにします <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ振興施策の推進体制を整備します</li> <li>②スポーツに親しむ環境づくりをします</li> <li>③健康づくりを目的としたスポーツを推進します</li> <li>④スポーツに関する知識・情報を提供します</li> </ul> </li> <li>○スポーツ施設の整備・充実をします <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ施設の整備・改善をします</li> <li>②学校スポーツ施設の開放を推進します</li> <li>③施設利用の効率化を図ります</li> </ul> </li> </ul>

第4次計画 平成25年4月策定（計画期間：平成25年度～平成29年度）	
基本理念	『豊かなライフステージをスポーツとともに』
目 標	成人市民の週1回以上のスポーツ実施率 60% 運動やスポーツをすることが好きな小学生の割合 70% 運動やスポーツをすることが好きな中学生の割合 60%
施 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します               <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツに親しむ機会を提供します</li> <li>②スポーツ団体の育成や支援に努めます</li> <li>③指導者の育成や支援に努めます</li> <li>④健康・体力づくりを推進します</li> <li>⑤高齢者のスポーツ活動を推進します</li> <li>⑥障害者のスポーツ活動を推進します</li> </ul> </li> <li>○子どもの体力向上と体育の充実を図ります               <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校体育を充実させます</li> <li>②スポーツ少年団の活動を充実させます</li> </ul> </li> <li>○競技力の向上を図ります               <ul style="list-style-type: none"> <li>①トップアスリートとの交流の場をつくります</li> <li>②印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します</li> <li>③各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者を表彰します</li> </ul> </li> <li>○スポーツ施設を充実させます               <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います</li> <li>②安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます</li> <li>③地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます</li> </ul> </li> <li>○スポーツを活かしてまちの活性化を図ります               <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します</li> </ul> </li> </ul>

第5次計画

平成29年4月策定（計画期間：平成29年度～平成32年度）

※東京2020オリンピック・パラリンピック開催に伴い前倒して策定

基本理念	『豊かなライフステージをスポーツとともに』
目 標	<p>成人市民の週1回以上のスポーツ実施率 60%</p> <p>成人市民の週1回以上スポーツに関わった割合 前年度より増加</p> <p>運動やスポーツをすることが好きな小学生の割合 70%</p> <p>運動やスポーツをすることが好きな中学生の割合 65%</p>
施 策	<p>○ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツに親しむ機会を提供します</li> <li>②スポーツ団体の育成や支援に努めます</li> <li>③指導者の育成や支援を行います</li> <li>④健康・体力づくりを推進します</li> <li>⑤高齢者のスポーツ活動を推進します</li> <li>⑥障害者のスポーツ活動を推進します</li> </ul> <p>○子どもの体力向上と体育の充実を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校体育を充実します</li> <li>②スポーツ少年団の活動を充実させます</li> </ul> <p>○競技力の向上を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①トップアスリートとの交流の場をつくります</li> <li>②印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します</li> <li>③各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者を表彰します</li> </ul> <p>○スポーツ施設を充実させます</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います</li> <li>②安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます</li> <li>③地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます</li> </ul> <p>○スポーツを活かしてまちの活性化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します</li> </ul>

## 第2章 佐倉市のスポーツを取り巻く現状と課題

### 第1 市民アンケートから見た現状と課題

#### 1 成人市民のスポーツ実施率

第5次佐倉市スポーツ推進計画において、『成人市民<sup>※6</sup>の週1回以上のスポーツ実施率60%』を目標に掲げました。

令和元年度に実施した「市民意識調査（資料編P.1～3参照）」では、週に1回以上スポーツをする人の割合が48.9%となっています。

「成人市民の週1回以上のスポーツ実施率」は、第5次佐倉市スポーツ推進計画策定時（54.3%）より低下していて、目標である60%も達成できていません。

男女別・年齢層別に見てみると、男性は、70歳以上の61.7%のみが目標値を超え、30～39歳の39.5%が最も低く、全体では50.9%となっています。女性は、60～69歳の63.5%、70歳以上の68.5%が目標値を超え、30～39歳の24.5%が最も低く、全体では47.5%となっています。男女ともに働き盛りの人や子育て世代である30歳代の実施率が最も低いことが調査結果に表れていました。

今後は働き盛りの人や子育て世代が参加しやすいよう、事業の見直しや家族連れでも楽しめる新たな事業・教室などの展開が必要となります。

#### 2 スポーツをみる・ささえる頻度

第5次佐倉市スポーツ推進計画では、「成人市民の週1回以上スポーツに関わった割合<sup>※7</sup> 前年度より増加」という目標を新たに掲げました。

※6 成人市民

本計画での成人市民とは18歳以上を対象としている。理由としては、スポーツの実施率が最も低くなる30代から40代に至るまでの実施状況と推移を把握するため、一般的に高等学校卒業となる18歳以降の推移を含めることとしている。

※7 スポーツに関わった割合

本計画では、「みる」「ささえる」スポーツの実施率のことをいう。

「市民意識調査（資料編P.4参照）」では、週に1回以上スポーツに関わっている人の割合が32.1%となっていて、前年度の調査時（33.4%）より約1ポイント減少しています。

市民の「みる」「ささえる」といったスポーツへの関わりは、工夫をすることで現状よりも拡充できる可能性があります。今後は千葉ロッテマリーンズと締結する「スポーツを通じた地域振興・地域貢献に関するフレンドシップシティ・プログラム協定<sup>※8</sup>」等、既存の協定も活用し、「みる」「ささえる」スポーツのさらなる充実を検討していく必要があります。

### 3 スポーツを行う目的

---

「市民意識調査（資料編P.5参照）」では、スポーツを行う理由や目的として、男女ともに「健康維持」を挙げる方が最も多く（男性111人・女性137人）、以下「運動不足解消」（男性100人・女性115人）、「体力の維持・向上」（男性96人・女性93人）の順となっています。

これらの結果から、健康・体力づくりが図られるという効果を期待してスポーツを行っている方が多く、市民の健康志向、体力づくりへの関心が高いことが伺えます。

市では、いつまでも健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、健康・体力づくりにつながるスポーツ大会やイベント、ヨガやストレッチなどの教室等を引き続き開催し、市民一人ひとりがこれらの機会を活かし、自発的にスポーツに取り組み、日常的に行うものへとつなげていく環境を整備する必要があります。

### 4 スポーツの種類について

---

令和元年6月に実施したニュースポーツまつりにおいて、普段行っているスポーツの種類に関するアンケート調査を行ったところ（資料編P.6参照）、「水泳・スイミン

---

※8 スポーツを通じた地域振興・地域貢献に関するフレンドシップシティ・プログラム協定  
平成30年1月23日に株式会社千葉ロッテマリーンズと締結。

この協定は、スポーツを通じて地域振興・地域貢献に取り組み、青少年の健全な育成、市民の健康増進、豊かな社会生活を実現することを目的とする。

グ」が29人と最も多く、次いで「散歩・ウォーキング」22人、「球技」22人の順となっています。

小学生は学校の授業のほか、各種スポーツ少年団（野球・サッカー・剣道ほか）、スイミングクラブ、体操教室等の民間スポーツクラブでの活動が多いことが伺えました。

また、中・高齢者に関しては、身近で手軽に行える散歩やウォーキングが主な実施種目でした。

## 5 スポーツをしない理由

---

「市民意識調査（資料編P.7参照）」では、スポーツをしない理由についてアンケート調査を行ったところ、「仕事が忙しい」が最も多く119人で、次いで「機会がない」が76人、「家事育児が忙しい」及び「面倒である」が67人の順となっています。

今後も、休日に、あるいは時間を見つけて、スポーツを行うきっかけづくりとなるような提案を行い、それが習慣となるように啓発を続けていくことが必要です。

## 第2 第5次計画の施策から見た現状と課題

### 1 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

#### (1) スポーツに親しむ機会を提供します

##### ①スポーツ大会・イベント

市は、体育協会やスポーツ推進委員と連携し、各種市民大会や様々なスポーツイベント、健康づくりに向けた教室等を例年開催し、スポーツに親しむ機会の提供に努めています。

今後の課題として、働き盛りの方や子育て世代、無関心層といったスポーツの実施率が低いと思われる層を取り込むため、イベント内容の見直しや情報発信の強化等を検討していく必要があります。

また、近年では新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るい、次々とスポーツ大会・イベントが中止や延期となりました。今後は、新しい生活様式に対応した大会運営が主催者に求められています。

そのほかにも、「みる」「ささえる」視点からのスポーツへの関わり方について、さらなる拡充を図るため、既存の協定等を活用した連携を充実させていく必要があります。

#### 《主な市主催スポーツ大会・イベント》

- 市民大会（通年）
- ヨガ、ピラティス等のスポーツ教室（通年）
- ニュースポーツまつり（6月中旬頃）
- さくらスポーツフェスティバル（10月中旬頃）
- 子ども相撲大会（10月中旬頃）
- 長嶋茂雄少年野球教室（例年11月上旬頃）
- 市制記念駅伝競走大会（11月中旬頃）
- マラソンクリニック（2月下旬頃）
- 佐倉マラソン（3月下旬頃）

## (2) スポーツ団体の育成や支援に努めます

### ①佐倉市体育協会

佐倉市体育協会は、23の専門部から構成され（令和3年4月時点）、市との共同開催による市民大会をはじめ、競技力強化に向けた各種大会や技能向上を目指した教室の開催などの活動を行っています。（資料編P.8参照）

なお、市では、各専門部が開催する市民を対象としたスポーツ大会や競技力向上に向けた事業経費に対して、補助金や派遣費の支給を行っています。

佐倉市体育協会では、事務局や運営財源の拡充など組織強化を図ることが今後の課題となっています。

### ②総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ<sup>※9</sup>は、地域住民が会費制により主体的に運営し、だれもがそれぞれの体力や年齢、技術、興味などに応じて、スポーツを楽しむことができるスポーツクラブで、地域コミュニティの核となることが期待されています。

市内では、総合型地域スポーツクラブとして、NPO法人ニッポンランナーズが設立され、「競技スポーツと生涯スポーツの融合」「スポーツ文化の確立」を基本理念に活動を続けていて、様々なスポーツイベントで市との事業連携を行っています。

平成14年に設立してからすでに18年が経過し、平成25年度には「千葉県体育功労賞 社会体育優良団体」を、平成26年度には「文部科学省 生涯スポーツ優良団体」を受賞しました。

今後の課題としては、総合型地域スポーツクラブとのさらなる協力体制の充実が必要です。

---

※9 総合型地域スポーツクラブ

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態で、特徴は次のとおり。

- 複数の種目が用意されている。
- 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じていつまでも活動できる。
- 活動の拠点となるスポーツ施設（市の施設や学校体育館なども含む）やクラブハウスがあり、定期的・継続的な活動を行うことができる。
- 質の高い指導者のもと、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われ、会費を負担し、会員として参加する。



### (3) 指導者の育成や支援を行います

#### ①スポーツ推進委員

市は、市民のスポーツ活動を推進していくにあたり、各地区や各小学校区から推薦を受けた30名の方々に佐倉市スポーツ推進委員<sup>※10</sup>を委嘱しています。

スポーツ推進委員は、スポーツイベントの企画や、開催当日の事業運営、実技指導などの役割を担っています。

スポーツに関する幅広い実技指導や助言ができるよう、市ではスポーツ推進委員がミニバレーやバウンドテニス等のニュースポーツ<sup>※11</sup>に関する知識の習得や、指導力向上のため国・県が主催する各種研修会への派遣を行っています。

今後の課題として、委員の委嘱に際し、各小学校において、推薦者の選定に苦慮しているという事例が散見されていることから、委員の選出、推薦方法については、検討をする必要があります。

#### ②スポーツリーダーバンク制度

市のスポーツ活動の普及、発展を図るため、市ではスポーツリーダーバンク制度を実施しています。この制度は、自身の有する技術を提供しようとする意志のあるスポーツ指導者の登録を行い、地域団体や学校等の要請に応じ、指導者を紹介する制度です。これまでヨガやウォーキング、各種競技やニュースポーツなどの指導者を派遣し、市民スポーツの技能向上や機会の提供に役立っています。

この制度については、制度が十分に周知されていないこと、また、派遣要請のある指導者が一部の方に限られていることが課題となっています。

---

#### ※10 スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツ推進事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技指導その他スポーツに関する指導や助言を行うため（スポーツ基本法第32条第2項）、市では条例に基づき委嘱している。（任期2年）。

なお、旧スポーツ振興法第19条に定められていた「体育指導委員」について、近年、スポーツ実技の指導や助言のみならず、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整の役割が重要性を増したことから、スポーツ基本法において、「スポーツ推進委員」と改称され、連絡調整という新たな役割が追加された。

#### ※11 ニュースポーツ

技術やルールが比較的簡単で、だれでも、どこでも、いつでも容易に楽しめることを目的として、新しく考案されたり、紹介されたりしたスポーツ。その数は数百種類に及ぶといわれている。一般に、勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として楽しむことを主眼とした身体運動をいう。（千葉県体育・スポーツ推進計画）

#### (4) 健康・体力づくりを推進します

市は、運動習慣づくり教室をはじめとした各種教室を開催し、市民が健康・体力づくりに関心を持ち、運動に取り組むきっかけづくりとなるよう努めています。

また、健康運動指導士<sup>※12</sup>による自宅で簡単にできる運動の実技や保健師による講義、健康遊具のある公園、定期的に運動ができる場所を集約し地図にした「ヘルスマップ」を作成し、配布等の周知を行っています。

しかし、各種教室や学習会において、参加者数が減少している傾向にあるので、周知方法や教室内容を検討していく必要があります。

#### (5) 高齢者のスポーツ活動を推進します

第5次佐倉市スポーツ推進計画策定時（平成29年3月末）において、人口が176,518人、そのうち高齢者人口が52,122人で、高齢化率<sup>※13</sup>は29.5%でした。令和2年3月末現在では、人口が174,695人となり、高齢者人口が55,398人で、高齢化率は31.7%に達し、この4年間で高齢化率が約2ポイント上昇しています。（資料編P.9参照）

市では、佐倉市高齢者クラブ連合会及び高齢者クラブが行う各種スポーツ大会実施への支援や、千葉県老人クラブ連合会等主催の大会参加への支援などを行うことで、高齢者の健康づくりと生きがいづくりに取り組んでいます。

今後もさらに高齢化の進展が予測されることから、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、引き続き健康づくりや介護予防活動に取り組める「通いの場」の機会を充実させていきます。

---

※12 健康運動指導士

スポーツクラブや保健所・保健センター、病院・介護施設などにおいて、人々の健康を維持・改善するために、安全かつ適切な運動プログラムを提案・指導する専門家をいう。

※13 高齢化率

人口に占める65歳以上の割合。

## (6) 障害者のスポーツ活動を推進します

「スポーツ基本法」では、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類や程度に応じ必要な配慮をしつつ、障害者スポーツを推進することとしています。

市では、千葉県障害者スポーツ大会に参加する在宅障害者について、参加手続きや同行の支援を行い、佐倉マラソンでは、聴覚障害のある参加者に手話通訳者を派遣するなど、障害特性に配慮した支援を行っています。

障害者のスポーツ活動を推進するにあたっては、利用環境を向上するための整備、障害者スポーツ団体の育成、指導者や活動支援者の確保などが課題となっています。

## 2 子どもの体力向上と体育の充実を図ります

### (1) 学校体育を充実します

#### ①子どもの体力・運動能力について

子どもの体力について、文部科学省が毎年実施している「体力・運動能力調査<sup>※14</sup>」によると、令和元年度の体力合計点（各テスト項目に係る得点を合計した点数の平均値）について、小・中学生の男女ともに前年度よりも低下しました。<sup>※15</sup>

また、小・中学生ともに、女子よりも男子が大きく低下して、特に、小学生男子は過去最低の数値となりました。（資料編P.10～11参照）

令和元年度に実施した小・中学生の新体力テスト（8種目）における佐倉市と千葉県の平均値を比較すると、小学生では、3,4,5年生男子と1,4,5年生女子で8項目中全項目が、6年生男子と2,3,6年生女子で8項目中7項目が、それぞれ県平均を超えました。

※14 体力・運動能力調査

国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育スポーツ活動の指導研究や行政上の基礎資料として活用するため、昭和39年から毎年文部科学省が実施している調査。平成11年度からは国民の体位の変化やスポーツ医・科学の進歩、高齢化の進展などを踏まえ、それまでの測定方法を全面的に見直し、新たに「新体力テスト」として実施している。

※15 令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果のポイントより

小学生男子	54.2点 (H30)	→	53.6点 (R1)
小学生女子	55.9点 (H30)	→	55.6点 (R1)
中学生男子	42.7点 (H30)	→	41.6点 (R1)
中学生女子	50.4点 (H30)	→	50.0点 (R1)

それに対し、中学生では、3年生女子が8項目中7項目で県平均を超えていますが、3年生男子が8項目中5項目、1,2年生男子で8項目中4項目、1年生女子で8項目中3項目、2年生で8項目中2項目が、それぞれ県平均を超えることができず、中学生が小学生と比べて低くなりました。

また、小・中学生合わせた全学年で県平均を超えた項目はありませんでしたが、小学生では、反復横跳び（敏捷性）、50m走（走力・スピード）、ソフトボール投げ（投力・巧緻性・瞬発力）が全学年で県平均を超えました。中学生では、立ち幅跳び（瞬発力）において、全学年で県平均を超えました。

近年は、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が顕著に認められ、スポーツをする習慣が身についていない子どもへの支援の充実等が課題となっています。

## （2）スポーツ少年団の活動を充実させます

スポーツ少年団<sup>※16</sup>は、スポーツを通じて、小学生以上の子どもたちの心と体を育て、青少年の健全育成につなげていくことを目的に活動しています。活動は軟式野球やミニバスケットボールなどのスポーツに関するものや、文化・学習活動や社会活動など幅広い活動を展開しています。（資料編P.8参照）

市では、スポーツの振興及び競技種目の垣根を超えた市内各スポーツ少年団の親睦、交流を目的に、佐倉市スポーツ少年団体カテスト会を実施しています。

しかし、競技種目の偏り等の課題も見受けられることから、他市の状況や地域特性を研究し、登録団体の拡充や増加を推進していく必要があります。

---

※16 スポーツ少年団

スポーツ少年団は、1964年に公益財団法人日本体育協会（現日本スポーツ協会）が創設した歴史あるスポーツクラブで、それぞれが独自に自主的で主体性を持った活動を展開している。特定のスポーツ種目のみの活動を行うのではなく、野外活動や文化・学習活動など、少年期に必要な幅広い分野での様々な交流体験活動を年間計画の中に組み込んでいる。スポーツ少年団活動を通じて、喜びや楽しさを体験するとともに、仲間との連帯や友情を育て、さらにはその過程の中で協調性や創造性などを育み、人間性豊かな社会人に成長することが期待される。

### 3 競技力の向上を図ります

---

#### (1) トップアスリートとの交流の場をつくります

国のスポーツ基本法やスポーツ基本計画では、国際競技力や競技水準の向上が施策として掲げられ、2016年8月に開催されたリオデジャネイロオリンピックでは、過去最高となる41個のメダル（金12個、銀8個、銅21個）を獲得しています。

市では、体育協会各専門部の協力を得て、各種競技のプロ選手や国際的な大会及び全国的な規模の大会で活躍した選手等を招き、発達段階にある小・中・高校生を対象として、トップアスリート教室を開催し、競技力の向上を図るとともに、子どもたちに夢や希望を与えています。

トップアスリート教室には、競技に関心のある未経験者を取り込み、競技人口の拡大を図るといった目的もあります。トップアスリート教室への参加をきっかけに、その競技にさらに興味を持ち、本格的に始めるといった事例もあることから、各競技団体とも相談し、工夫を凝らした教室を継続して実施していく必要があります。

#### (2) 印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します

印旛郡市民体育大会は印旛郡市スポーツ協会や印旛郡8市町（成田市を除く）が共同で開催し、佐倉市では、主に野球競技と卓球競技を開催しています。

また、千葉県スポーツ協会など共同で開催する千葉県民体育大会では、佐倉市でレスリング競技を開催しています。

通常、印旛郡市民体育大会において、上位の成績を収めた選手が千葉県民体育大会に派遣されることから、今後も関係機関と連携し、各競技における市民の競技力をさらに向上させ、千葉県民体育大会へ参加できる選手の増加へと結びつけていく必要があります。

### (3) 各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者・団体、競技の発展や競技力向上に貢献された方などを表彰します

市は、オリンピックなどの国際大会や国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等の全国規模の大会で優秀な成績を収めた市民等を、佐倉市表彰として表彰しています。

また、体育協会においても優秀選手賞を設け、千葉県大会で優勝した選手や関東大会以上の規模の大会で3位以上の成績を収めた選手・団体等を優秀選手賞として表彰するほか、各専門部で競技の発展や競技力向上に貢献された方を功労賞として表彰しています。

このような表彰制度は、選手をはじめ、各競技を通じてスポーツの推進に尽力している方々の目標や励みになることから、継続して実施をしていく必要があります。

## 4 スポーツ施設を充実させます

### (1) 安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います

市のスポーツ施設には、屋外施設の岩名運動公園内に陸上競技場、野球場、テニスコート、プール、サッカーやラグビーなどが行える球技場、クロスカントリーコース、土俵場があるほか、上座総合公園にプール、大作公園に野球場、直弥公園にテニスコートがあります。また、屋内施設には、市民体育館、青少年体育館を備えています。(資料編P.12～14参照)

施設運営においては、指定管理者制度<sup>※17</sup>のもと、民間の持つ専門的な知識や創意工夫等により、市民のニーズを取入れた様々な質の高いサービスが提供されるとともに、指定管理者と連携し、安全性確保のための改修及び修繕を行い、利用者が快適に施設を利用できるよう、さらなるサービスの向上に努めています。

これらの施設は、昭和50年代以前に整備されたものが多く、老朽化が進んでいることから、日常的・定期的に施設の点検や、情報管理を行う必要があります。

そのため、建築基準法第12条に準じた定期点検等を実施することにより、劣化状況の早期発見と設備の更新、修繕計画への反映を行うとともに、定期点検以外の指定管理者による日常的な点検の実施により、劣化状況や不具合事項の早期発見に努めています。

※17 指定管理者制度

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、従来の公の施設の管理方法である「管理委託制度」に替わって創設された制度で、これまで公的団体等に限られていた公の施設の管理を市が指定した民間団体に行わせるもの。民間の効果的・効率的な手法の活用により、経費の節減や利用者に対するサービスの向上が見込まれる。

## **(2) 安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます**

スポーツ施設を管理している指定管理者とは連絡を密に取り合い、破損箇所や施設の不具合等を発見した場合には、優先度などを考慮しながら安全確保のための改修及び修繕を行っています。

今後の課題として、昭和50年代に整備されたスポーツ施設については、老朽化の進行による不具合の増加により、施設の整備や改修が集中することが予想されるため、市の財政に過大な負担が生じることが懸念されます。

このことから、市の財政状況を考慮し、長寿命化計画との整合性も図りながら、体育施設の長期活用と計画的な施設整備を進める必要があります。

## **(3) 地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます**

### **①小中学校の開放**

小中学校の体育館や校庭、プール（夏季1校開放）を市民のスポーツ活動の場として開放し、利用者が安全で快適に利用ができるよう適切な整備に努めています。（資料編P.15～18参照）

### **②運動広場**

市の体育施設のみでは、少年野球チームなどのスポーツ団体活動の利用に不足が生じているため、地域のスポーツ団体が借地し、活動場所として利用しているケースがあります。

市では、地域のスポーツ団体の活動が地域交流や青少年の健全育成に結びつくよう、スポーツ活動の場として借地し、管理運営を行い、一定の条件を充たす場合には運動広場<sup>※18</sup>として借地に要する経費に対し補助を行っています。令和2年度現在、運動広場は市内に6箇所あります。

また、西志津地区には近隣住民のラジオ体操、グラウンドゴルフの利用のほか、ウォーキングや遊び場等で利用されている西志津スポーツ等多目的施設があります。

---

※18 運動広場

地域交流、青少年の育成、スポーツ活動の場として、5,000㎡以上（補助限度面積12,000㎡）の土地を借用し、5団体以上（1団体あたり10名以上）の団体により管理運営される広場で、土地の賃借料に対して、市の補助制度がある。

## 5 スポーツを活かしてまちの活性化を図ります

---

### (1) スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します

全国各地から多くのランナーが参加する佐倉マラソンや国際大会事前キャンプなどは、佐倉市の魅力を発信できる絶好の機会であり、今後も継続してそれらを活かして積極的にPRを行います。

参加者の減少が予想される佐倉マラソンでは、関係機関と連携し、佐倉市の魅力あふれる大会として、内容の充実を図り、発信していく必要があります。

また、佐倉マラソンのほかにも、市では長嶋茂雄少年野球教室や千葉ロッテマリーンズとのスポーツを通じた連携協定等、特色のある事業が増え、魅力を発信する機会が多くありますので、積極的に活用し、効果につなげるよう取り組みます。

## 6 オリンピック・パラリンピックに向けて

---

平成25年9月に開催された国際オリンピック委員会総会において、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催都市に東京が選ばれました。1964年以来56年ぶりで2回目の開催となり、大会運営能力の高さや財政力、治安の良さなどが評価されたものです。

佐倉市では、国際大会の事前キャンプ等を積極的に誘致し、知名度向上、国際交流、スポーツ振興などを図るため、平成27年10月に、「佐倉市・2020年オリンピック・パラリンピック推進本部」を設置しました。

また、この推進本部を補佐し、全庁横断的に取り組めるよう下部組織としての「プロジェクトチームメンバー」を募集したところ、100名を超える職員からの応募があり、この機会に佐倉市を世界に発信するため、準備を進めてきました。

しかし、2020年3月、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、7月24日から開催予定であった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は延期され、2021年7月23日から開催されることとなりました。

佐倉市では、オリンピック・パラリンピックを契機に「市民がスポーツに関心を持ち、参加する意識の醸成」、「スポーツをとおした国際交流」、「スポーツによる地域の魅力の向上」を図るとともに、障害者スポーツの普及をとおして、障害者及び障害に



対する正しい理解を深め、共生社会の実現を目指しながら、市民がスポーツ文化を支える土壌を築いていく必要があることから、引き続き準備を進めていきます。

なお、2015年世界陸上北京大会における事前キャンプの受入れについて、アメリカ陸上競技連盟から高く評価され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においても、千葉県・佐倉市・成田市・印西市・順天堂大学が連携して、事前キャンプ受入れを行うことで合意しています。（資料編P.19参照）

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

また、今後の計画期間は、第5次佐倉市総合計画の基本計画に合わせることにします。

各計画	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
第5次佐倉市総合計画				前期基本計画				中期基本計画				後期基本計画				
スポーツ推進計画		第5次			第6次			第7次			第8次					

### 第2 基本理念 『日常にスポーツの「楽しさ」と「喜び」を

～ sports for all 佐倉 ～』

スポーツには、体力や競技力の向上、生活習慣病や介護の予防といった身体への効果、ストレス発散や日常生活の充実感向上といった心の健康保持の効果に加え、美容や学業といった面にも様々な効果があるといわれています。

また、スポーツを通じて、指導者や仲間、活動を支えてくれる家族や保護者等との交流を図る中で、自然と新たなコミュニケーションが生まれ、さらにそれを深めていくことは、スポーツ活動にとって必要不可欠となります。この過程の中で、個々の人間性が育まれ、活力のある、絆の強い社会の実現に向けた礎となるという効果も期待できます。特に、青少年期においては、自分自身や仲間を信じ、あきらめない気持ちを身につけ、また、他人を思いやり、気遣うといった気持ちを培うことで、自身の精神的な成長につながり、健全な人格形成に大きく寄与します。

さらに、スポーツには、共通の目標に向かい努力をすることで、仲間とともに連帯

感を醸成し、達成感を味わい、仲間や地域に誇りと愛着を持つことにもつながります。これは、希薄となりつつある地域社会の絆や連帯感を再生し、地域に新たな活力や魅力を生み出すことにもつながることが期待できます。

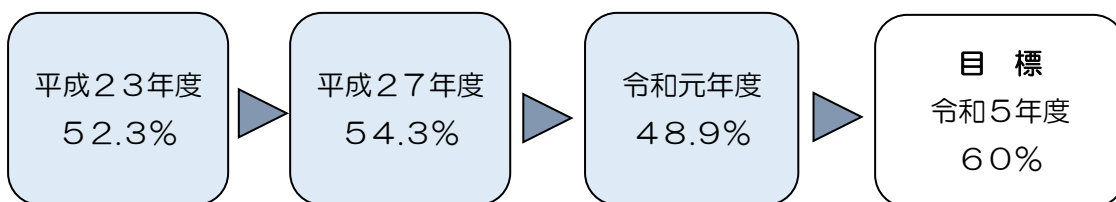
これらの効果や可能性の実現のため、すべての佐倉市民が、スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった、それぞれに適した多様な関わりを日常的に持つことで、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しみ、そして楽しみ、喜びを感じ、生涯にわたり心身ともに健康で、かつ、次世代を担う子どもたちが佐倉市の将来に夢や希望をもてるような活力ある、絆の強い社会を目指していくことは、とても大きな意義があります。

市では、これらのことを踏まえ、一人でも多くの市民が、様々な形でスポーツに親しみ、一人ひとりの日常生活の中に自然とスポーツが取り込まれている社会の実現を目指し、『日常にスポーツの「楽しさ」と「喜び」を ～ sports for all 佐倉 ～』を基本理念として、目標の達成に向けた様々な取組を推進していきます。

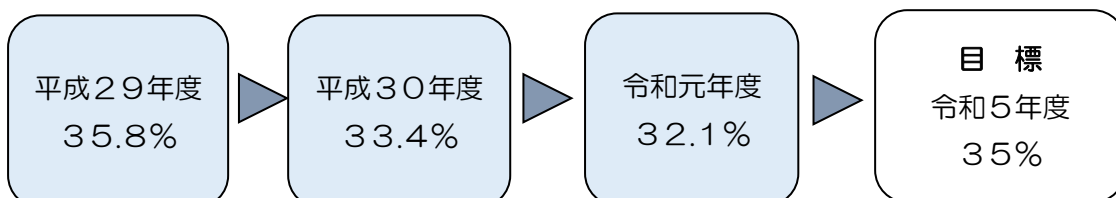
### 第3 基本目標

基本目標1： 成人市民の週1回以上のスポーツ実施率 60%  
成人市民の週1回以上スポーツに関わった割合 35%

#### 〔成人市民の週1回以上のスポーツ実施率の推移〕



#### 〔成人市民の週1回以上スポーツに関わった割合の推移〕



※ 【出典】 市民意識調査の集計結果

## 〔基本目標 1 の説明〕

前述のとおり、第5次佐倉市スポーツ推進計画で目標値とした「成人市民の週1回以上のスポーツ実施率60%」は、達成できませんでした。<sup>※19</sup>

これを踏まえ、成人市民が週に1回以上スポーツをする割合を60%とすることを引き続き基本目標に掲げ、すべての年齢層で目標が達成できるよう、様々な取組を推進します。

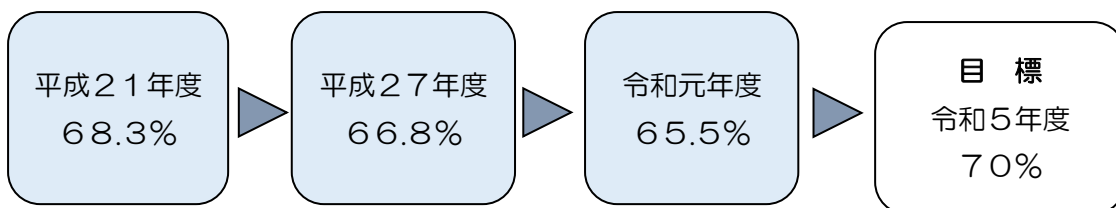
また、第5次佐倉市スポーツ推進計画で新たに目標設定した「成人市民の週1回以上スポーツに関わった割合 前年度より増加」についても、達成できませんでした。

なお、第6次計画では、目標値を明確にするため、「前年度より増加」から「35%」と変更します。

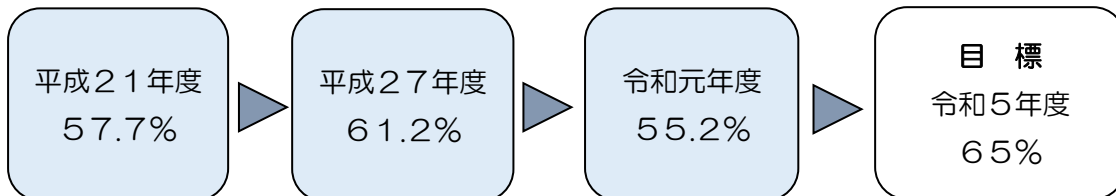
引き続きスポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」など多様な関わりでスポーツに親しみ、そして楽しむ生涯スポーツ社会の実現を目指します。

基本目標2： スポーツをすることが好きな小学生の割合 70%  
スポーツをすることが好きな中学生の割合 65%

### 〔スポーツをすることが好きな小学生の割合の推移〕



### 〔スポーツがすることが好きな中学生の割合の推移〕



※ 【出典】文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果

※19 平成29年3月に文部科学省が策定した「第2期スポーツ基本計画」では成人における週1回以上のスポーツ実施率の目標値を65%に設定している。

## 〔基本目標 2 の説明〕

子どもたちが小・中学生のときからスポーツに興味を持ち、スポーツをすることが好きになることで、大人になってからも日常的にスポーツを継続させ、成人市民の週1回以上のスポーツ実施率等をさらに高めていくことにつながります。

このことから、「スポーツをすることが好きな小・中学生の割合」を2つ目の目標として掲げます。

目標値の設定にあたっては、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における結果を踏まえ（下記表参照）、目標値として設定します。（資料編P.20～21参照）

### スポーツをすることが好きな割合

	小学生			中学生		
	平成 21年度	平成 27年度	令和 元年度	平成 21年度	平成 27年度	令和 元年度
全国平均値	65.6%	65.4%	63.4%	53.8%	56.7%	54.9%
千葉県平均値	65.2%	65.9%	62.7%	51.8%	56.1%	52.3%
佐倉市平均値	68.3%	66.8%	65.5%	57.7%	61.2%	55.1%

## 第4章 施策の展開と具体的な取組

### 第1 基本施策と計画の体系

この計画の基本理念である『日常にスポーツの「楽しさ」と「喜び」を ～sports for all 佐倉 ～』や基本目標を実現するため、スポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、今後3年間に進めていくべき取組の方向性を示すものとして、次の5つの柱を基本施策として掲げました。

また、これらの基本施策を達成していくため、次頁にある計画の体系に基づき、様々な施策等を推進します。

- 〔基本施策 1〕 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- 〔基本施策 2〕 子どもの体力向上と体育の充実を図ります
- 〔基本施策 3〕 競技力の向上を図ります
- 〔基本施策 4〕 スポーツ施設の充実を図ります
- 〔基本施策 5〕 スポーツを活かしてまちの活性化を図ります

## 第6次佐倉市スポーツ推進計画の体系

基本理念 **日常にスポーツの「楽しさ」と「喜び」を ～ sports for all 佐倉 ～**

基本目標 **1 成人市民の週1回以上のスポーツ実施率60%・スポーツに関わった割合35%**  
**2 スポーツをすることが好きな小学生の割合70%・中学生の割合65%**

### 基本施策（5つの柱）

### 施 策

1 ライフステージに応じた  
スポーツ活動を推進します

- (1) スポーツに親しむ機会を提供します
- (2) スポーツ団体の育成や支援に努めます
- (3) 指導者の育成や支援を行います
- (4) 健康・体力づくりを推進します
- (5) 高齢者のスポーツ活動を推進します
- (6) 障害者のスポーツ活動を推進します

2 子どもの体力向上と体育の  
充実を図ります

- (1) 学校体育の充実に取り組みます
- (2) スポーツ少年団の活動の充実に取り組みます

3 競技力の向上を図ります

- (1) トップアスリートとの交流の場をつくります
- (2) 印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します
- (3) 各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者・団体、競技の発展や競技力向上に貢献された方などを表彰します

4 スポーツ施設の充実を図ります

- (1) 安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います
- (2) 安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます
- (3) 地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます

5 スポーツを活かしてまちの  
活性化を図ります

- (1) スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します

## 基本施策 1 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

### 〔基本施策の方向性〕

市民が幼少期から高齢期まで、それぞれのライフステージ<sup>※20</sup>に応じて、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」きっかけづくりになるような取組を行います。

市民の健康・体力づくりや生きがいづくりにつながり、生涯にわたってスポーツ活動が行えるよう、だれもが気軽に楽しめるスポーツの普及や支援に努めるとともに、各種競技のスポーツ大会やイベントを開催します。

なお、スポーツ大会やイベントの開催にあたっては、働いている世代や子育て世代、これまでスポーツに関わりのなかった無関心層へのアプローチを行い、きっかけを提供することで、スポーツに関心を抱き、さらにはスポーツの日常化につながるよう努めます。

また、スポーツを「する」楽しさや喜びだけでなく、アスリートの姿を「みる」ことによる感動、アスリートを「ささえる」ことによる共感等、多くの人がスポーツに関わり、その価値を実感できる事業を開催します。

### ■施策 1 スポーツに親しむ機会を提供します

#### 〔具体的な取組〕

##### ① 各種スポーツ大会の開催

市民がスポーツに親しみ、楽しめる機会として、佐倉市体育協会などの関係団体と連携し、各種競技のスポーツ大会を開催します。

##### ② スポーツイベントやスポーツ教室の開催

普段スポーツを行っていない人でも気軽に参加でき、スポーツを始めるきっかけづくりとなるよう、関係団体と連携し、スポーツイベントやスポーツ教室を開催します。

また、開催にあたっては、ライフステージごとの市民ニーズに配慮します。

※20 ライフステージ  
人の一生を幼少期、少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階をいう。



③ スポーツ施設の夜間利用

スポーツ施設の夜間利用について、市民のニーズに合った環境の提供に努めます。

④ スポーツイベントなどの情報発信

市民がスポーツにふれることができるよう、スポーツイベントなどの開催情報を広く積極的に発信し、市民のスポーツ活動の推進につなげます。

⑤ 「みる」「ささえる」スポーツの推進

佐倉マラソンやイースタンリーグ公式戦、国際大会事前キャンプなどをおして、市民が競技者を応援すること、ボランティアとして大会運営に携わることで、本来スポーツが有する達成感や感動・共感を再認識できるような、「みる」「ささえる」スポーツを推進します。

また、協定を締結しているトップスポーツチーム（千葉ロッテマリーンズ等）との連携により「みる」「ささえる」スポーツの充実を図ります。

⑥ 関係団体等との連携

生涯スポーツ社会を実現していくため、民間事業者や大学等と連携を図り、市民のスポーツに親しむ機会をより充実したものにします。

⑦ 新しい生活様式に対応した大会やイベントの運営

社会情勢に合わせて、新しい生活様式に対応した大会やイベント運営に関するガイドラインを随時更新し、周知を図ることで、新型コロナウイルス感染予防に配慮した大会等の運営を支援します。

また、近年ではスマートフォンアプリなどを活用したスポーツイベントが注目されていることから、市としても新しい大会の在り方について、検討していきます。

## ■施策 2 スポーツ団体の育成や支援に努めます

### 〔具体的な取組〕

① 佐倉市体育協会の活動支援

佐倉市体育協会各専門部が実施する大会や教室などのスポーツ推進活動に要する経費、印旛郡市民大会等への選手派遣に要する交通費に対して補助を行います。

また、佐倉市体育協会の組織強化に向けた支援を行います。

② 総合型地域スポーツクラブの支援

総合型地域スポーツクラブの主体的・自主的な活動への支援を行います。

また、総合型地域スポーツクラブとの協力体制について充実を図ります。

### ■施策3 指導者の育成や支援を行います

#### 〔具体的な取組〕

##### ① 佐倉市スポーツ推進委員の活動支援

市民のスポーツ活動を推進する役割を担う佐倉市スポーツ推進委員の指導者としての知識や指導力を高めるため、各種研修会等への参加を支援します。

また、推薦する委員について、選出できない状況もあることから、推薦方法について、検討します。

##### ② 佐倉市スポーツリーダーバンク制度

佐倉市スポーツリーダーバンク制度について、効果的に周知を図り、市民のスポーツ技能向上や地域のスポーツ活動の活性化に努めます。

また、新任の指導者には講習会を開催し、指導力の向上を図ります。

### ■施策4 健康・体力づくりを推進します

#### 〔具体的な取組〕

##### ① 健康に関する各種教室等の開催

市民が健康・体力づくりに関心を持ち、運動に取り組むきっかけづくりとなるよう、ウォーキングをはじめとする日常生活に取り込みやすい内容を紹介する教室等を開催するとともに、教室終了後も自宅で、自身で継続できる事業内容を検討します。

また、健康づくりにつながる運動の周知啓発を継続して行います。

### ■施策5 高齢者のスポーツ活動を推進します

#### 〔具体的な取組〕

##### ① 高齢者スポーツの活動支援

高齢者の生きがいづくりや仲間づくりなどにつながるよう、高齢者を対象とした各種スポーツ大会を開催する団体への支援を行います。

##### ② 高齢者の体操教室等の開催

高齢者が無理なく楽しみながら、日常生活の一部として健康づくりや介護予防

を行えるよう、体操教室や学習会などを開催し、普及に努めます。

地域で介護予防の知識や体操を広めていくボランティアの養成と活動支援に努めます。

## ■施策6 障害者のスポーツ活動を推進します

### 〔具体的な取組〕

#### ① 障害者スポーツの活動支援（社会参加の促進）

障害のある人がスポーツ・レクリエーションに参加できる機会を増やすため、パラリンピック競技の紹介をはじめとする障害者スポーツの大会等を行います。

#### ② 障害者スポーツの環境整備

障害者が地域で気軽にスポーツを楽しむことができるよう、障害特性に配慮した利用環境の向上をはじめ、スポーツ団体や支援ボランティアの育成などに努めます。

また、佐倉マラソンに障害のある人が引き続き参加できるよう配慮します。

## 基本施策2 子どもの体力向上と体育の充実を図ります

### 〔基本施策の方向性〕

文部科学省が策定した「幼児期運動指針<sup>※21</sup>」によると、幼児期は運動機能が急速に発達し、多様な動きを身につけやすい時期とされています。この時期に体をたくさん動かすと、普段の生活に必要な動きをはじめ、とっさの時に身を守る動きや将来的にスポーツに結びつく動きなど、多様な動きを身につけやすくなります。

市では、体育<sup>※22</sup>や保健体育の授業、運動部活動、外遊び、スポーツイベントなどを通じて、子どもたちが身体を動かすことの楽しさやスポーツをする喜びを感じ、スポーツを好きになり、積極的にスポーツに取り組んでいく姿勢を育てます。

また、児童・生徒の体力・運動能力の把握に努めるとともに、教員の指導力強化に向けた取組を行うなど、学校や家庭、地域などが連携し、子どもの体力向上と体育の充実を図ります。

### ■施策1 学校体育の充実に取り組みます

#### 〔具体的な取組〕

##### ① 児童・生徒の体力・運動能力の向上

各小・中学校において、体力向上推進計画を策定し、児童・生徒の体力・運動能力の向上に向けた取組を計画的に進めます。

また、文化祭小中体育大会（小学校5年生から中学校3年生までの学級対抗リレー大会）の開催や、千葉県小中学校体育連盟主催大会、教育委員会との共催大会への参加をとおして、生涯にわたり、体育・運動・スポーツに親しむ児童・生徒の育成を図ります。

その際、各種競技大会に出場するための経費に対して補助を行います。

##### ② 新体力テストの実施

児童・生徒の体力の現状や課題を把握するとともに、優秀な児童・生徒には、運動能力証や体力優良証を交付するなど、スポーツに対する意欲を高めます。

※21 幼児期運動指針  
平成24年3月、文部科学省の幼児期運動指針策定委員会により策定。

※22 体育  
健康で充実した生活を送るために必要な身体能力、知識等を習得するために身体運動をとおして行われる教育活動をいう。（千葉県体育・スポーツ振興条例）

### ③ 指導者の育成・充実

指導者の指導力向上や部活動の活性化を図るため、各種指導者講習会等への参加促進や体育実技指導者研修会を開催するとともに、学校間の体力・運動能力の平準化に努めます。

また、優れた指導能力を有する外部指導者のさらなる導入を推進します。

### ④ 障害者等の理解促進

学校教育において、障害者スポーツを体験、共同学習をすることにより、障害や障害のある人についての理解促進に努めます。

### ⑤ ニュースポーツの紹介

家庭教育学級等の機会に、スポーツインストラクター等による手軽に取り組めるニュースポーツ等を紹介し、日常的なスポーツ習慣に対する保護者の意識の高揚を図ります。

## ■施策2 スポーツ少年団の活動の充実に取り組みます

### 〔具体的な取組〕

#### ① 佐倉市スポーツ少年団の活動支援

佐倉市スポーツ少年団が開催する体力テスト会や、単位スポーツ少年団の大会参加等の活動に要する経費に対して補助を行うとともに、日本スポーツ少年団等が開催するスポーツ大会、指導者やリーダーの講習会に関する情報を提供し、活動を支援します。

また、他の地方公共団体の状況や地域特性を研究し、競技種目の偏りの解消や登録団体の増加に努めます。

## 基本施策3 競技力の向上を図ります

### 〔基本施策の方向性〕

市町村レベルでは競技力向上に向けた取り組みは限られますが、現在も実施している小・中・高校生などを対象として毎年開催している各種競技のトップアスリート教室の一層の充実を図るとともに、印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会の開催や選手派遣をとおして、競技力の向上に努めます。

また、全国的、あるいは国際的な競技大会における成績優秀者を表彰し、競技力の向上に向け、より一層の意識の高揚を図ります。

### ■施策1 トップアスリートとの交流の場をつくります

#### 〔具体的な取組〕

##### ① トップアスリート教室の開催

佐倉市体育協会各専門部と連携し、各種競技の国際大会や全国大会などで活躍したトップアスリート<sup>※23</sup>を招き、小・中・高校生を対象にしたスポーツ教室を開催します。競技力の向上を目指すとともに、将来の目標や励みになるよう意欲の高揚を図ります。

また、見学者にもスポーツの楽しさや魅力を感じてもらい、「みるスポーツ」を推進します。

##### ② 外国人アスリートと交流する機会の提供

国際大会事前キャンプに併せ、選手との交流、共同学習の場の提供に努めます。

---

※23 トップアスリート  
国の代表として国際大会に出場し、またはプロスポーツで活躍したような高度な技術力を有する競技者をいう。

- 施策2 印旛郡市民体育大会、千葉県民体育大会等を共同開催し、選手を支援します

〔具体的な取組〕

① 競技力の向上

印旛郡市スポーツ協会、佐倉市体育協会と連携し、印旛郡市民体育大会を共同開催するとともに、本市が開催する競技の適切な大会運営を行います。

また、千葉県民体育大会ではレスリング競技を開催するなど、大会への参加を通じてスポーツ活動の意欲を高め、市民の競技力向上を図ります。

- 施策3 各種スポーツ競技の全国大会、国際大会等の成績優秀者・団体、競技の発展や競技力向上に貢献された方などを表彰します

〔具体的な取組〕

① 優秀選手・団体、競技の発展に貢献された方などの表彰

選手や指導者の目標や励みとするため、国民体育大会や全国障害者スポーツ大会、オリンピックなどの国際大会等で優秀な成績を収めた市民等を表彰するほか、各競技の推進や発展に寄与された方を表彰し、その功績を称えます。

## 基本施策4 スポーツ施設の充実を図ります

### 〔基本施策の方向性〕

だれもが気軽にスポーツに親しみ、それぞれのライフステージに応じて、スポーツを積極的に取り入れ、健康で活力のある充実した生活を送るには、ハード面の基盤となるスポーツ施設が安全かつ快適である必要があります。

市民が、いつでも安全で快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の充実を図ります。

### ■施策1 安全で満足度の高いスポーツ施設を目指した管理を行います

#### 〔具体的な取組〕

##### ① スポーツ施設の適正管理

指定管理者による市民体育館や岩名運動公園有料施設等のスポーツ施設の管理運営を安全かつ適正に行うとともに、利便性向上に努めます。

また、指定管理者の持つ民間の専門的なノウハウを活用し、質の高いサービスを利用者に提供し、利用満足度や新たな利用者の増加につなげます。

### ■施策2 安全で充実したスポーツ施設となるよう整備・改修に努めます

#### 〔具体的な取組〕

##### ① スポーツ施設の整備・改修

施設利用時の安全性を確保するため、破損箇所や不具合を早期に発見し、利用者への支障が最小限となるよう、早期の対応に努めます。

また、体育施設を長期活用するための大規模改修については、施設のバリアフリー化やだれもが利用しやすいユニバーサルの視点も取り入れ、市の財政状況を考慮しながら計画的に施設整備・改修を進めます。

##### ② 国際大会事前キャンプ地

国際大会事前キャンプ地にふさわしい、世界レベルの選手の練習に対応できる環境の整備に努めます。



■施策3 地域のスポーツ拠点としての学校開放の推進、運動広場の支援に努めます

〔具体的な取組〕

① 学校体育施設の活用

学校開放により、地域住民のスポーツ活動の拠点として利用されている小・中学校の体育館や校庭等を引き続き提供します。

また、安全に利用できるよう、適切な整備に努め、利用者の増加を図ります。

② スポーツ・レクリエーション活動の支援

地域のスポーツ団体が、スポーツ・レクリエーション活動の場として運動広場を借用し、スポーツをとおした地域交流、青少年の健全育成の場として管理運営を行う場合に、借地経費に対する補助を行います。

また、西志津スポーツ等多目的施設を安全で快適に利用できるよう、適切に維持管理を行います。

## 基本施策5 スポーツを活かしてまちの活性化を図ります

### 〔基本施策の方向性〕

佐倉には、恵まれた自然環境や、城下町として栄えた歴史・文化の伝統など、佐倉でしか味わえない魅力が多く残されています。この佐倉ならではの特色ある地域資源の魅力在全国に発信し、地域間の交流促進や観光・地域産業の活性化につながるよう、スポーツを通じたまちづくりを進めます。

### ■施策1 スポーツをとおして佐倉の魅力を発信します

#### 〔具体的な取組〕

##### ① スポーツを通じた魅力発信

全国各地から多くのランナーが参加する佐倉マラソンや長嶋茂雄少年野球教室、千葉ロッテマリーンズとの連携協定等のスポーツイベントを積極的に活かして、佐倉の歴史・自然・文化などの魅力を全国に発信します。一緒に訪れた家族や友達が、歩いて・見て・食べて一日を楽しめるよう、物産品の販売、武家屋敷や美術館・博物館などの文化、観光施設の紹介を行います。

あわせて、佐倉ゆかりの選手や団体、スポーツイベントなど、佐倉のスポーツに関係する情報を市内外に発信し、スポーツが盛んなまちのイメージを高めます。

また、国際大会事前キャンプの受入れを積極的に行うことにより、スポーツをとおした国際交流の機会創出、事前キャンプ情報の積極的な発信による佐倉市の知名度・認知度の向上を図ります。

## 第5章 計画の進捗管理と評価

### 第1 進捗管理と評価の時期

「第6次佐倉市スポーツ推進計画」の進捗管理は、毎年度終了時に進捗状況の調査・評価を行うものとし、計画の最終年度となる令和5年度に計画全体の最終評価を行います。

### 第2 評価の方法

#### 1 基本目標

基本目標の評価は、「市民意識調査」や市主催のスポーツイベント時に実施する「アンケート」、文部科学省が実施する「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の佐倉市の結果により判断します。

#### 2 基本施策

基本施策の評価は、各施策の評価を総合的に判断して行います。

各施策の評価は、第5次佐倉市総合計画における実施計画の各事業に関連するものであり、事業ごとに活動指標や成果指標の目標値を達成したかどうかの年次評価を行うことから、実施計画上の事業評価を参考に行います。